

第30回新開発食品調査部会 議事録

《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

【新規審議品目】

(3) 2つの働き カテキン緑茶500 (株式会社伊藤園)

(4) 2つの働き カテキンジャスミン茶 (株式会社伊藤園)

○阿久澤部会長 次は、株式会社伊藤園の「2つの働きカテキン緑茶500」と「2つの働きカテキンジャスミン茶」についてです。2品目とも、現在許可されている許可表示文言を別の製品で許可された文言に合わせたいという申請です。それでは、その内容につきまして消費者庁から御説明をお願いしたいと思います。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、説明させていただきます。2品目あるので、順番に説明をさせていただきますと思います。

まず、「2つの働きカテキン緑茶500」の申請資料概要版をお開き願います。

下にページ数が入っておりますので、アのタグの2ページ目をお開き願います。

それでは、説明させていただきます。申請者は、株式会社伊藤園でございます。

ページをおめくりいただきまして3ページ目の3番、商品名でございますが、「2つの働きカテキン緑茶500」となっております。

保健の用途といたしましては、8ページ目をお開き願います。8ページ目の下の7番、許可を受けようとする表示の内容のところでございます。「本品は茶カテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、体に脂肪がつきにくいのが特徴です。また、本品はコレステロールの吸収を穏やかにする茶カテキンの働きにより、血清コレステロール、特にLDL悪玉コレステロールを減らすのが特徴です。体脂肪が気になる方やコレステロールが高めの方に適しています。」となっております。

関与成分といたしましては、茶カテキンとなっております。

9ページ目の10番、栄養成分量と熱量をごらんいただきたいと思っております。一日摂取目安量当たりの関与成分量としては、先ほどの栄養成分量のところ500ml当たり197mgとなっており、その下の11番、一日当たりの摂取目安量で一日2本となっておりますので、一日当たりの関与摂取目安量当たりの関与成分量としては394mgでございます。

続きまして、一日当たりの摂取目安量については「一日2本、食事の際に1本を目安にお飲みください。」となっております。

摂取をする上での注意事項につきましては、次の10ページ目の12番でございます。「多量に摂取をすることにより、疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。」となっております。

本品の食品形態は、清涼飲料水となっております。

ページをお戻りいただきまして、最初のページから2枚おめくりいただいて既許可品との関係を示した資料をごらんいただきたいと思っております。これもページが振っていないので申しわけないのですが、最初のページから数えて3枚目のところになります。

第30回新開発食品調査部会 議事録

本品は、既許可品、許可番号1501番の「2つの働きカテキン緑茶」と関与成分の量が同じものとなっております。ページはお開きいただけていますでしょうか。最初の概要版とあるページから2枚おめくりいただいたところでございます。既許可食品と申請食品の比較というのが一番上に書かれているページでございます。

続けて説明させていただきたいと思います。こちらは、もととなった既許可品は3つ申請品まで並べてありますけれども、「2つの働きカテキン緑茶」というもので、許可番号1501番でございます。こちらと関与成分が同じで、こちらの申請のときにつけられた書類を今回も使っているといったところでございます。申請品との違いといたしましては、内容量が違っているということで、既許可品については350mlで、今回の申請品は500mlといったところでございます。

次のページの下のところ、この容量の違いによる同等性について申請者のほうからの見解が示されております。内容量といたしましては350mlということで、150mlの違いがあるということではあるのですが、実際に摂取をすることによって、ほかの食品から供給される水分であったり、消化液等に由来する水分であったりといったところを踏まえると、150mlというのは大した量の差ではないのではないかということで、有効性等には影響を与えないと考えているといったところでございます。そこで、既許可品、「2つの働きカテキン緑茶」の有効性安全性のデータを使っているといったところでございます。

なお、もう一つ、真ん中にある「いつもの緑茶」、こちらは伊藤園が出している別のものなのですけれども、こちら500mlで許可を取っている。これは、今回の申請品と全く配合割合が同じといったようなものでございます。

説明がこんがらがってしまいまして申しわけございませんが、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひします。

それでは、ジャスミン茶のほうも一緒に説明したほうがよろしいでしょうか。もう一つの品目のジャスミン茶もあるのですが、連続したほうがよろしいですか。

○阿久澤部会長 では、ジャスミン茶のほうもお願いします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、ジャスミン茶のほうの申請資料概要版をお開き願ひます。重複しているところは、省略しながら説明させていただきたいと思います。

ページは、同じくアのタグの3ページ目でございます。商品名は、「2つの働きカテキンジャスミン茶」でございます。

保健の用途は同じなので省略させていただきたいと思います。関与成分も同じでございます。

異なる点としては、一日摂取目安量でございます。9ページ目をお開きください。9ページ目の下の11番、一日当たりの摂取目安量でございます。こちらは350mlの容器のもの、あとは次のページのところに340gの缶の容器のものがございまして、こちらは「一日2本、食事の際に1本を目安にお飲みください。」となっております。

また、1.05Lと1.5Lのペットボトルの容器のものもございまして、こちらは「一日700ml、食事の際に350mlを目安にお飲みください。」ということになっております。違いとしては、以上でございます。

第30回新開発食品調査部会 議事録

御審議のほど、よろしくお願いたします。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、次に調査会での審議状況の説明を事務局からお願いしたいと思います。お願いいたします。

○消費者委員会事務局 この品目に関しても、許可品の許可表示文言を修正したいという申請でございましたので、第一調査会での指摘事項もキャッチコピーと許可表示文言に関するところでございました。

資料2でございませけれども、平成27年8月3日の第25回の第一調査会においてキャッチコピーに関して指摘を出しております。現在の概要版のイのところに、許可表示見本がそれぞれ品目としてついております。現在、①、②という形でキャッチコピーが「脂肪がつきにくい」、②として「LDLコレステロールを減らす」というような書き方に今はなっておりますけれども、これが「さらに」という言葉でつなげて書いてございました。

それにつきまして、脂肪を改善する有効性試験とLDLコレステロールが改善する有効性試験を別々に確認しているので、脂肪がつきにくい上に、加えてコレステロールを下げる科学的根拠があるとは言えないという指摘で、実際に行った試験結果に基づいたキャッチコピーにするようにという指摘に対しまして、今の表現に直してまいったというものでございます。

あわせて、申請者のほうから自主的に諮問された当時は許可表示文言も違う表現でして、現在の許可表示文言を確認いただきたいのですが、申しわけございませんでした。同じ表現なので、カテキン緑茶500のあの8ページでございませが、一番下の7の許可を受けようとする表示の内容のところでございます。「本品はカテキンを含みますので、食事の脂肪吸収を抑えて排出を増加させ、体に脂肪がつきにくいのが特徴です。」今は「また」となっているんですが、ここが「さらに」という言葉でした。そこを、「また」という表現に変えてきております。

この1点のところを向こうが自主的に変えたことで、キャッチコピーと許可表示文言、両方につきまして2つの効果をそれぞれに表現したという内容に現在変わっているということでございませ。

もう一つは、もともとカテキン緑茶500につきましては許可品と名称がほぼ一緒であった。わかりづらいので再検討というお願いをしまして、「□□」という言葉が小さくついていたんですが、それを「500」という表現に変えてきたという変更が加わっております。説明は以上でございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、この件につきまして御意見をいただきたいと思ひます。どなたかございませか。

○消費者委員会事務局 今回の御説明の中には特に挙げられておりませんだけれども、調査会の審査の過程でこの許可文言の中に「LDL（悪玉）」というふうに表示されておりました、そういう議論もありました。

この悪玉というものがいいのか、こういう表現の仕方についての議論がございませが、判断は部会ですべきだろうということで大野先生の調査会で議論はありましたが、部会のほうに上げていただくということでお願いしているところであります。

第30回新開発食品調査部会 議事録

○阿久澤部会長 大野委員、どうぞ。

○大野委員 今、山内先生から御説明いただいたとおりなのですが、それについてはこの部会でも私は同じような発言をしたことがございました。

ただ、その後、消費者委員会のほうで審議をしていただいて、たしか一般の人にわかりやすいほうがいいんじゃないかという議論で悪玉という名前を残すことになったと思っています。私はそういうことを調査会で御説明させていただいたんですけれども、やはりそういう意見をまた出してほしいという意見が調査会のほうでありまして、今そういう説明をいただいたところです。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。括弧書きですが、「LDL」の後に「(悪玉)」とありますが、これはつけておいたほうがわかりやすいのか、あるいは外すべきなのかというようなことかと思いますが、御意見をどうぞ。

○戸部委員 確かに消費者にとってはわかりやすいと思うのですが、このわかりやすさゆえにLDL、悪玉ですよというのが普及して定着することが本当にいいのかどうかという意味では、この製品だけで議論するのは難しいのかもしれないんですけれども、全体的な方向性として合っているのかということも考えないといけないのかなと思うんです。

あるいは、一応、悪玉と書くんだけれども、LDLの評価についてはHDLとのバランスの問題であるというようなことを説明するのがいいのかどうかについては、どこまでこの部会で心配しなければいけないのかが私は判断できません。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

では、お願いします。

○木戸委員 LDLが悪玉でHDLが善玉というような表現をするのは消費者にとってはわかりやすいかもわからないのですが、科学的にいうとLDLは悪玉でもなく、HDLは善玉でもないんです。LDLがなかったら困りますし、HDLがまた多過ぎても困るわけです。同じことが、腸内細菌でも善玉とか悪玉というような表現をされますが、大腸菌がなくてビフィズス菌だけになるとやはりこれはまずいことなんですね。

だから、それは科学的な議論ができるのですが、善玉とか悪玉という言い方をしてLDLコレステロールが高いことに気をつけましょうというような形で消費者に理解を深めてもらう。そういう意図として示すとすれば、それは許容範囲じゃないかとは思いますが、これを科学的なエビデンスで議論すると、とんでもない間違った表現を私たちは推奨していることになると思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見をどうぞ。

○山田委員 私も、今の木戸委員の意見に賛成です。確かに消費者にはわかりやすいかもしれないんですけれども、別にLDLが普通の人にとっては何もそのときの状態はそれよりも下げなさいというような意味合いでは全然ないので、悪玉、善玉というのは使わない方がいいだろうと私は思っています。

腸内細菌についても、最近のいろいろな研究からは一概にこれが悪玉と言っていいものか、善玉と言っていいものか、境界がなくなりつつあるようなデータがたくさん出つつあるという状況でし

第30回新開発食品調査部会 議事録

ようから、これもまた将来は考え直さなくてはいけない時がくるのではないかとは思っております。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

○志村委員 別のことについてでもよろしいですか。

○阿久澤部会長 少しお待ちください。悪玉についてですが、ほかにこの件についていかがでしょうか。

どうぞ、石見委員。

○石見委員 私も先ほどからキャッチコピーが気になっておりまして、脂肪がつきにくいという字が大き過ぎると思いますし、キャッチコピーで「LDL（悪玉）」と出ているので、ここが非常に気になっております。ここだけ取り出して悪玉ということが強調されておりますので、先生方がおっしゃったように、科学的な根拠に基づいて許可しているものですから、悪玉はないほうがいいと私は思います。以上です。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

多くの方の御意見が、悪玉は科学的根拠もない、また実際は限定でないものが限定的になっているし、わかりやすいが誤解にもつながるといことです。

そうしましたら、この悪玉というのは取ってLDLということで、そのような指摘をするということでもよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

では、志村委員どうぞ。

○志村委員 これはキャッチコピーに出していないからいいかと思うのですが、許可表示です。「食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ」とありますけれども、この試験はこの概要版の後ろのほうで行われているんですが、こちらの薬理と治療という雑誌の論文です。ガレート型カテキン配合飲料というのは実は一日3本摂取するような試験で行われています。当該品については2本ということであるのですが、メカニズムを説明するのであればいいかと思うんですけれども、この許可表示案、こちらのほうにははっきり「食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ」と書かれていますので、消費者の方の誤認を招くおそれもあるかと思えます。

こういう作用のあるカテキンを含んでいるのでという書き方をしていただければいいですけれども、今回キャッチコピーに出していないのですが、これが脂肪の排出を促進するみたいな形でキャッチコピーとなるようなことがあるとまずいと思っています。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。これの根拠論文は、最後から2番目の論文ですね。ガレート型カテキン配合飲料の摂取によるというものです。右下に919ページと書いてある論文かと思えます。

○志村委員 921ページです。一日3回試験飲料という形で書かれております。

○阿久澤部会長 そうすると、先生の御指摘は、吸収を抑えるというのはいいいけれども、脂肪を排出ということが不適切ということですね。

○志村委員 そうですね。脂肪の吸収を抑えるというのは血中の中性脂肪濃度で、これは検証されていると思いますが、この脂肪を排出させるというところに関してはちょっと容量を多目になさっ

第30回新開発食品調査部会 議事録

ていて、恐らくメカニズムを調べるということが当たっていると思います。ここは書きよう、とりようによっては脂肪の排出を増加させるというようなことを消費者の方が誤認される。そういうふうにキャッチコピー等で使えるということになってしまうとどうなんだろうという若干の懸念です。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。ただいまの志村委員の御意見について、何かございますか。

○木戸委員 多分、これは容量との関係で有意な効果として認められるかどうかという判断になると思います。それで、脂肪の吸収を抑えるだけであれば、その吸収するスピードといいますか、吸収するスピードを緩くして、時間をかければ100%吸収されるというタイプのものと、つまり血液中の濃度を急激に上げない糖のようなケースの場合と、それからこういうように吸収される量を少しずつ抑えた結果、ふん便中に出ていくことによって吸収される量が少なくなり、血液中の濃度を下げるタイプのものと、2つに大きく分けられるかと思いますが、この場合には後者のケースで時間がたったとしても、一定のものはふん便中に出ていっているという解釈をしていいのではないかと。多分、第一調査会での議論でもそんなことじゃなかったかと思います。

ですから、キャッチコピーにしたときにこれは間違っていると考えると、有意に排泄することはないにしても穏やかには排泄していると思いますが、いかがでしょうか。

○志村委員 まさにおっしゃるとおりだと思うんですが、あくまでもそのメカニズムについての言及ということであって、これは例えば大勢の方を被験者として、それが検証されているかというところを決してそうではないかと思います。用量に関しては、通常の使い方よりは多少、多目に1.5倍ぐらいなさっているというようなことで、これがひとり歩きしなければいいんですけども、ひとり歩きして脂肪の排出を増加させるみたいなキャッチコピーになったときにどうでしょうか。これもまた多少の懸念ですが、これでよろしいということであればそれはそれで私も了解いたします。

○阿久澤部会長 いかがでしょうか。志村委員の御指摘は、今後を心配しての御意見ですが。

○消費者庁食品表示企画課 先ほど委員の皆様が悪玉コレステロールということで、悪玉という言葉を使われるかどうか御議論されておりましたけれども、事実として申しますと、これまでもトクホの許可表示の中で、「(悪玉)」という言葉は使っております。

お手元の資料5にも報告一覧がお手元にございますが、その中の2番でも悪玉という言葉を使っておりますし、そもそもこれは昔、さかのぼるとかなり前から、少なくとも去年の時点でも同じような表現になっています。

それで、一度このヘルスクレームの表現につきましては消費者委員会のほうでも御議論いただいて固まったものをそれ以降、踏襲をしていると理解しておりまして、今の厚生労働省のウェブサイト、ホームページを見ましても、このLDLにつきましては「(悪玉)」という言い方を使っております。取り急ぎ、事実としてお伝えをさせていただきます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○山田委員 それは、事実です。しかし、前々回でしょうか、ガムの申請があったときに、結局こ

第30回新開発食品調査部会 議事録

ういう文言を再審査とか再考察するのはこういう場でしかないんですね。消費者庁の企画課でそのまま変えろとか、そういうことはできない仕組みで、ここで新たに審査に上がったときに前もって科学の発展や、それから消費者の理解度とか、そういうことを多くの意味で考えて断定的ではないようなもう少し柔らかい方向にしよう。あるいは、それまでわからなかったことに加えて言っちゃおうという議論が前にもされたと思います。

そして、正しい文言は今すぐには言えませんけれども、ガムするときには虫歯に断定的なものを、もう少し多くの特定保健用食品の許可文言で言っているような柔らかい表現に変えたんです。

ただ、しかし、ほかの製品についてはそのままが動いています。ですから、そういった意味では今、課長が言われたことは重々理解できるのですが、今の会でそういう判断が現段階ではベターであるとすればここで変えることは十分納得できるでしょうし、それしかあり得ないと思うんです。そうでないと、これから30年ずっと同じ文言が続きます。

それは今、消費者委員会の中でいろいろな特定保健用食品のいい点、あるいは問題点を洗っている専門部会があるので、その決定も待たなくてはならないと思いますけれども、多くは以前にも許可しているから今回もそうしましょうということだけはやめていったほうが将来のためにはいいだろうと私は考えています。

○阿久澤部会長 では、お願いします。

○久代委員 悪玉と善玉の概念ですけれども、例えば血圧とか血糖というのは高過ぎるのが問題ですが、低過ぎて0になれば、死んでしまう訳なので一定の基準値と管理目標値が示され、消費者もそのことを理解していると思います。しかし、コレステロールは、LDLは高いと、HDLは低いことがリスクになるので、一般の人たちにわかりにくいので、善玉、悪玉という言葉が括弧でつけられて理解を助ける上で一定の役割を果たしてきたと思います。

しかし、最近は多くの人たちがLDLは高いと、HDLは低いことが問題になることを理解しており、LDL、HDLとして各々基準値と、これぐらいの値が望ましいということで示し、悪玉、善玉という言葉をもうつけなくてもいい時代になっているかなという気がしています。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○消費者委員会事務局 御指摘、御議論の趣旨は事務局としては理解しております。

その上で1つ、これを指摘事項として出すと考えたときに確認をさせていただきたいのですが、先ほど消費者庁の課長からお話があったように、厚生労働省のホームページにもまだこの表現が使われております。ですので、栄養政策とか、そういった政策上の言葉として好ましくないというところまで健康政策をやっている所管省庁は、まだ踏み込んだ変更を加えておりません。

その状況の中で、消費者委員会のトクホの審査において間違っているということをやっと言うのは難しいのかなと思っておりまして、どういう表現で指摘事項を出せばいいのかということに今の考えが及ばないものですから、理由をもう少し明確にお教えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○阿久澤部会長 理由については、先ほどの御意見の中に含まれていましたので、先ほどの意見を

第30回新開発食品調査部会 議事録

整理して指摘したら良いかと私は思います。そうでないと、先ほど山田委員がおっしゃっていたように、このまま永久に変わらないことになります。

突き詰めれば消費者にとって理解しにくい内容になります。どうぞ。

○消費者庁食品表示企画課 この部会としての御意見というのは、よく承知をしております。

ただ、国のほうとしては、このトクホというのは国としての制度の一つということで今、事務局のほうからお話があった栄養政策全般との整合という観点も一面ございますので、一度この点につきましては厚生労働省のほうと当方で対応を相談させていただいて、国として整合ある打ち出しをどうするのかについてはまた改めて御説明させていただきたいと思っております。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

では、山崎委員どうぞ。

○山崎委員 厚労省と相談をしていただくことに異存はありませんが、その際に食品系だけでなくぜひ医務局、要するに医者の世界でどうしているかということも厚労省の中で一緒に検討していただきたいと思います。

医学の世界では今、善玉、悪玉は使っていないはずであり、食品系だけが遅れていると私は感じます。厚労省の中でも調整をつけていただきたいという意味です。

○清水委員 私も今ここで議論していただくつもりはないんですが、やはり科学の事実がかなり変化していくというのが実際にあるわけで、それに対してトクホも常に変わっていくことを考えないといけないかと思うんですね。

それで1つ、例えば食事中的コレステロール量というのを厚労省は一応基準制限を決めていたわけですが、それが今年からなくなって、端的にいうと食事からとるコレステロールの量は気にしなくてもいいという形に栄養政策というか、規則が変わった。

ところが、トクホでは食べたコレステロールが吸収されにくいようにするカテゴリーが存在するんですね。これは、どういうふうに理解したらいいのかと最近思うんです。そういうふうなこともありますので、いつもいろいろなことを考えて正しい方向に少しずつでも変えていく必要があるということは多分、委員の先生方は皆、考えておられると思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

戸部委員、どうぞ。

○戸部委員 そうすると、先のことは余りわかりませんが、例えば厚生労働省のほうで善玉、悪玉という言い方はもうしないと仮になったとき、このトクホの今までの許可文言の部分で善玉、悪玉という表現をしているものは、例えば申請者のほうで改版のタイミングで皆さん一斉に変えましょうという指示というか、そういう推奨というのが消費者庁のほうからできるのであればいいかと思えます。そうでないと逆に今度はトクホの表示のほうがおくれていくということになってしまうので、その辺の制度として何か応用できる可能性はあるのでしょうか。

○阿久澤部会長 消費者庁、お願いします。

○消費者庁食品表示企画課 ただいまの御指摘でございますが、仮に万が一、今後悪玉という言葉を使わなくなった場合、既に悪玉という言葉を使っている扱いをどうするかということかと思いま

第30回新開発食品調査部会 議事録

す。

現時点で具体的な確たることを申し上げることはできませんが、これは今後厚生労働省等と必要な相談をした上で方針を出すのとあわせて、既許可品の扱いについても一定の方針というのを出す必要はあると思っております。今後、それもあわせて考えていきたいと思っております。

○阿久澤部会長 では、どうぞ。

○久代委員 基本的には、生体指標に対して悪玉とか善玉という主観的な価値観を表す言葉をつけて示すのは避ける方が良く考えています。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。そうしたら、ここの部分については先ほどの結論どおりということで、志村委員からの御指摘があった点につきましてはよろしいでしょうか。それに対して木戸委員からの御意見もいただきましたが、ほかからの御意見は特にございませんようであり、ここはこのままでということで、志村委員としては危惧が残るかもしれないかもしれませんが、間違いでもないだろうということと、第一調査会での御審議の内容も尊重しますとこれでよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

では、どうぞ。

○竹内委員 私の理解不足かもしれないのですが、今回の申請に関しては500mlで従来のものが350ということなのですが、入っているカテキンの量に関しましては同じということですね。一般的に量が多いので、これを飲んだほうが350よりもたくさんとれるような誤解があるのではないかということがちょっと気になっています。

もちろん、表示の中でも一日当たりの摂取目安量ということで2本ということで明示されておりますし、カテキンの量についても表示の中できちんと出ているのですが、ぱっと見たときに350と500では、あたかも500のほうがたくさんのようなイメージはないでしょうかという疑問です。いかがでしょうか。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。この容量のことにつきましてはほかの申請品にもこういったケースがあるかと思っておりますが、その辺は事務局のほうから何か御説明いただけたらと思います。

○消費者委員会事務局 この品目に関しては、同じような御指摘を第一調査会でも頂戴しております。製品名が異なることで、誤解が生まれないようにという整理を通常しております。

というのは、350のほうが飲みやすいという御意見ございました。飲み切れる量は350じゃないかということです。ただ、購買層が若者にターゲットを絞ると500のほうがいいというお話もあるようで、500でもともと出ているものも、許可されているものもあるものですから、そこはだめということではちょっと言えない。それがありますので、商品名を変えることで誤認が生まれないようにという整理を通常いたしております。

それで、先ほど冒頭にちょっと申し上げましたが、「□□」と小さくもともと書いてあったのですが、それではわからないということで500mlの「500」というのが今回後ろについてきたという変更がされた経緯でございます。

○竹内委員 経緯はわかったのですが、逆に「500」と書いてあるだけに、500のほうがたくさんカテキンが入っていると見えてしまうという懸念なんですね。ですから、飲料という観点からすると、

第30回新開発食品調査部会 議事録

たくさん入っていて喉を潤すという意味ではいいような気がするのですが、カテキンを摂取することで考えると同じ量しかとれないわけですね。なので、それでいいのかという疑問が生じたという次第です。

○阿久澤部会長 確かに、単品だけとるとそうかもしれないですね。350と500を比べると、その中に内容量が書いてあるからわかるんですが、単品で見ると多いほうがたくさん含まれると思われるかもしれませんね。

○久代委員 私はむしろ、朝と夕方に500mlを毎日2本ずつ飲み続けることができる人がどれぐらいいるのか疑問に思っています。350mlならば2本飲めるけれども500mlは飲めないという方もいると考えられるので、チョイスが与えられたと理解されればいいのかと思っていました。

○阿久澤部会長 事業者は選択肢を広げるというような目的でということのようですね。

○竹内委員 350でも500でもとれる量は同じですということが明記されているか、あるいはわかればいいと思いました。

○阿久澤部会長 それはよろしいですか。御意見として承っておくということで。

○竹内委員 はい。

○阿久澤部会長 それでは、ほかはよろしいでしょうか。

それでは、この件は2品目ありますが、審議結果を事務局のほうで整理していただけますでしょうか。

○消費者委員会事務局 先生方の御意見を踏まえまして、指摘事項を出させていただきたいと思えます。

悪玉コレステロールという表現については、今の時勢にあわないので削除すべきだという意見を出させていただきます。

あわせて、消費者庁のほうから厚労省と協議をさせていただいて、その両方の結果をもってもう一度御審議いただきたいと思えます。

○阿久澤部会長 整理をしていただいた内容につきまして、御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、本日予定していた個別審議は以上ということになります。